

## 諫早市有害鳥獣防除対策協議会公告第1号

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び諫早市契約規則（平成17年3月1日規則第54号）第3条の規定を準用し、次のように公告する。

令和8年5月29日

諫早市有害鳥獣防除対策協議会  
会長 遠山 吉信

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名

イノシシ防護柵（ワイヤーメッシュ柵）購入

#### (2) 業務の概要

イノシシ防護柵（ワイヤーメッシュ柵）を設置するために必要な資材調達及び納品

#### (3) 納品場所

諫早市内27地区

#### (4) 納入期限

令和8年9月30日(水)

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 諫早市の競争入札参加資格者名簿に登録があること
- (3) 諫早市内に本店又は支店を有する者であること
- (4) 諫早市暴力団排除条例第2条の規定による暴力団等に該当しない者であること

### 3 入札参加申請

入札に参加を希望される方は、事前に入札参加の申込みを行うこと。

#### (1) 受付期間

令和8年5月29日(金)から令和8年6月15日(月)まで  
(土曜日・日曜日は除く)

#### (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 受付場所  
諫早市東小路町7番1号  
諫早市有害鳥獣防除対策協議会事務局  
(諫早市有害鳥獣対策課)
- (4) 提出方法  
次項に掲げる書類を提出すること。なお、郵送の場合は、発送後に必ず電話で連絡すること。(6月15日必着)
- (5) 提出書類
  - ア 入札参加申請書
  - イ 営業概要書
  - ウ 業務経歴書
  - エ 誓約書
  - オ 申立書
  - カ その他提出を必要とするもの
- (6) 注意事項  
提出された書類については返却しない。

- 4 入札参加資格の確認等  
入札参加資格の有無を、令和8年6月19日(金)までに書面により通知する。この場合において、入札参加資格がないと認めた者については、その理由を付して通知する。
- 5 契約条項等を記載した入札説明書、仕様書等の交付場所及び期間
  - (1) 場所 諫早市有害鳥獣防除対策協議会事務局  
(諫早市有害鳥獣対策課)
  - (2) 期間 令和8年5月29日(金)から令和8年6月15日(月)まで  
(土曜日・日曜日は除く)
- 6 入札及び開札の日時
  - (1) 入札 令和8年6月24日(水)午前10時00分
  - (2) 開札 入札後ただちに行う。
- 7 入札及び開札の場所  
諫早市東小路町7番1号  
諫早市役所 別館3階 第6会議室

## 8 入札要領

- (1) 代理人をもって入札する場合は、委任状を提出すること。
- (2) 入札金額を書き損じた場合は、新たな用紙に記入すること。
- (3) 事由のいかんにかかわらず、提出済みの入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (4) 出欠の確認の時に入札場所にいない者は、入札に参加することはできない。

## 9 入札保証金

- (1) 見積もる入札金額の100分の5以上の金額とする。ただし、諫早市契約規則第6条の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部または一部を免除することができる。
- (2) 入札に参加する者は、入札保証金預り証に前項の金額を添えて、入札開始前に納付すること。
- (3) 落札者以外の入札保証金は、納付時に渡す入札保証金預り証と引換えに返還する。
- (4) 落札者が落札決定の通知を受けた日から7日以内（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）に契約を締結しないときは、入札保証金は返還しない。
- (5) 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。
- (6) 入札保証金の返還の際には利息を付さない。

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 入札に関し不正行為を行った者
- (3) 入札書について、入札金額が訂正されたもの又は入札金額、氏名及び印影について誤脱若しくは判読不可能な記載があるものを提出した者
- (4) 入札保証金を納付しない者及び入札保証金の納入額が不足する者
- (5) 1人で2以上の入札をした者
- (6) 代理人で委任状を提出しない者
- (7) その他入札に関する条例規則に違反した者

## 11 入札の中止

入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止し、又は延期することがある。これらの場合において、入札者及び入札に参加しよ

うとする者が損失を受けても、本協議会は補償の責を負わない。

- (1) 入札に参加し、及びこれに関係する者が、共謀、結託、その他不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。
- (2) 地形又は工作物の変動によりその目的を達成することができなくなったとき。
- (3) 事業の廃止、変更その他必要があると認められるとき。

## 1.2 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。(最低制限価格は設定しない。)
- (2) 落札者がいないときは再度の入札を行い、入札執行回数は、最初の入札および再度の入札を合わせて3回を限度とする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、くじをもって落札者を決定する。

## 1.3 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から7日以内(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)に、次項に定める契約保証金を納付し、売買契約を締結すること。契約が締結されない場合は、その落札は失効するものとする。
- (2) 売買代金は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。
- (3) 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、諫早市契約規則第29条に該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、または一部を減額することができる。また、諫早市契約規則第28条の規定により、協議会が确实と認める金融機関の保証を付した時は、契約保証金に代わる担保の提供が行われたものとみなす。
- (4) 契約保証金は、契約履行後一定の期間内に返還する。
- (5) 契約保証金の返還の際には利息を付さない。

## 1.4 問い合わせ先

〒854-8601

諫早市東小路町7番1号 諫早市有害鳥獣対策課内

諫早市有害鳥獣防除対策協議会(電話0957-22-2664)